

令和8年3月18日

令和8年第1回神奈川県議会定例会

厚生常任委員会報告資料
(その2)

福祉子どもみらい局

- 1 県立中井やまゆり園において利用者本人参加による個別支援計画の作成を適切に行っていない件について …………… 1
- 2 中井やまゆり園に係る人事上の措置について …………… 3

1 県立中井やまゆり園において利用者本人参加による個別支援計画の作成を適切に行っていなかった件について

県立中井やまゆり園（以下「園」という。）では、個々の利用者の目標や支援内容を定める個別支援計画の作成に当たり、利用者との面接を行って実施するアセスメントと、その後、具体的な個別支援計画を作成する会議に利用者本人が参加できていないことなどを確認した。

これに関連し、園の介護給付費の請求が正しく行われていたか、法的及び制度的観点からの検証を行った「神奈川県立中井やまゆり園の個別支援計画作成手続における手続瑕疵について（最終報告書）」（TMI 総合法律事務所）では、個別支援計画の作成過程全体を通じて、利用者本人の意思の把握や反映が実質的に確保されていない場合は、減算事由に該当するか検討を要するとされた。

県では、本件について検討を行い、このたび介護給付費の返還額を確定したので報告する。

(1) 介護給付費の返還

県では、アセスメント面接の未実施に加え、アセスメントシートの未作成、令和6年度以降個別支援会議への本人不参加が重複していた利用者11名の介護給付費について、計画作成に係る一連の業務が適切に行われておらず、個別支援計画未作成減算に該当すると判断し、園は、20,275,966円を該当市町村に返還する。

(2) 介護給付費の返還に係る対応

県は、該当市町村（6市2町）へ説明を行い、園は、市町村から介護給付費の支払事務を受託している神奈川県国民健康保険団体連合会を通じ、11名分、合計157か月分について、返還手続を行う。

(3) 今後の予定

令和8年3月末 返還手続の終了

(参考：利用者11名の返還額)

No.	減算対象期間	返還額
1	R 6. 7 ~ R 7. 10 16か月	2, 300, 048円
2	R 6. 7 ~ R 7. 10 16か月	1, 795, 663円
3	R 6. 7 ~ R 7. 10 16か月	2, 338, 539円
4	R 6. 8 ~ R 7. 10 15か月	2, 194, 024円
5	R 6. 9 ~ R 7. 10 14か月	1, 127, 366円
6	R 6. 9 ~ R 7. 10 14か月	2, 036, 113円
7	R 6. 10 ~ R 7. 10 13か月	1, 884, 592円
8	R 6. 11 ~ R 7. 10 12か月	1, 325, 305円
9	R 6. 11 ~ R 7. 10 12か月	1, 626, 284円
10	R 6. 11 ~ R 7. 10 12か月	1, 726, 681円
11	R 6. 6 ~ R 7. 10 17か月	1, 921, 351円
合計	157か月	20, 275, 966円

※個別支援計画未作成減算は最初の2か月までは70%に、それ以降は50%に減算される。

2 中井やまゆり園に係る人事上の措置について

中井やまゆり園において、個別支援計画の作成を適切に行っていなかった件及び内部通報により法令違反・不適切事項が判明した件について、人事考査を行った結果、次のとおり人事上の措置を行うこととした。

本件は、地方公務員法（昭和25年12月13日法律第261号）第29条第1項に規定する懲戒処分ではないが、その重要性に鑑み、人事上の措置の概要を報告するものである。

(1) 個別支援計画の作成を適切に行っていなかった件

対象	本人責任	監督責任	合計
個別支援計画を適切に作成していなかった事案	8	4	12
本庁による監査の未実施事案	1	(本人責任に含む)	1
合計	9	4	13

※ (2)の件と重複する対象者は1人。

(2) 内部通報により法令違反・不適切事項が判明した件

対象	本人責任	監督責任	合計
医薬品安全管理体制を適切に整備していなかった事案	— (退職3)	3 (退職6)	3 (退職9)
園内のルールに反し、平熱にもかかわらず解熱剤を服薬させた事案	1	1	2
園内のルールに反し、医師が指定した上限回数を超えて抗精神病薬を服薬させた事案	(不明)	(退職1)	(退職1)
健康診断（眼科検診を含む）結果を家族等に伝達していなかった事案	1	(本人責任に含む)	1
園内のルールに反し、代替食を提供しなかった事案	(不明)	2	2
長時間の行動制限が心身に及ぼす影響を把握できる体制が整備されていなかった事案	1 (退職1)	(本人責任に含む)	1 (退職1)
合計 [延べ人数]	3 (退職4)	6 (退職7)	9 (退職11)

※ 措置対象者の実人数は4人。

※ (退職) は、対象者が退職しており、処分不能であるもの（外数で表示）。

※ 退職しており処分不能の者の実人数は9人。

※ (不明) は、調査の結果、行為者を特定できなかったもの。

※ (本人責任に含む) は、管理監督者を本人責任として問責したもの。そのため、監督責任の対象者がいない。